

第 30 回浜田市農業委員会総会会議事録

令和 2 年 7 月 27 日(月)午前 9 時 30 分

浜田市弥栄支所 第 2 会議室 A B

1 出席委員

1 番	原田 義一	3 番	宮崎 龍生	4 番	徳田 マスエ	5 番	川本 聖光
6 番	松山 純久	7 番	清水 康彦	8 番	中田 善喜	10 番	三浦 博文
11 番	渡辺 弘之	12 番	渡邊 弘登	13 番	岡本 健治	14 番	青葉 真
15 番	柿元 信次	16 番	大谷 数義	17 番	佐々岡常喜	18 番	佐々木京子
19 番	玉田 一						

2 欠席委員

2 番	岡本 嗣喜	9 番	林 秀司				
1 推	前田 正典	2 推	田村 邦麿	3 推	橋本 安延	4 推	三浦 寿紀
5 推	小川 明人	6 推	神田 進	7 推	小松原常雄	8 推	近重 邦昭
8 推	河野 恒弘	10 推	野上 省三	11 推	岡田 勝	12 推	大崎 健太
13 推	小谷 保雄	14 推	岡本 定文			16 推	奥迫 忠幸
17 推	原田 和義	18 推	永見 繁廣	19 推	齋藤 久行		

3 事務局出席職員

木屋事務局長 佐々木農地係長

農林振興課 藤井主事、松本会計年度任用職員

しまね農業振興公社 植本農地集積相談員

<p>会 長</p>	<p>おはようございます。ただいまから第30回浜田市農業委員会総会を開催いたします。非常に毎日うっとうしい日が続いておりますが、例年ならば梅雨が明けているころですが、まだ2・3日は明けない気がします。6月30日に一般社団法人島根県農業会議の通常総会が開催されました。今回は、書面決議で採決をされました。さらに、役員改選があり、会長、副会長、理事がそれぞれおられ、会長、副会長が勇退をされました。益田の会長と奥出雲の副会長がおられ、3期6年をされたようです。理事の互選によりまして、新しい会長には安来市の農業委員会の会長が就任され、副会長には私が就いたということになりました。2年間の任期でございますが、農業発展に更には農業委員会の発展のために頑張りたいと思っています。報告に合わせて、皆様方のご協力をいただきたいと思います。</p> <p>本日の欠席は、2番 岡本委員、9番 林委員の以上2名の方から欠席の届出が出ております。</p> <p>本日の議事録署名者は、7番 清水委員、8番 中田委員です。よろしく申し上げます。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、議事に入ります。</p> <p>議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>係 長</p>	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定についてご審議のうえ、農業委員会の議決をいただきたいと思います。</p> <p>それでは座って説明させていただきます。お手元の方に農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画（案）についてですが、農業者の皆さまからの申し出に基づいて計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、32件、93筆、124,819㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。</p> <p>公告日は7月31日を予定しており、利用権設定については開始日を令和2年8月1日以降としております。農用地利用集積計画（案）については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上で、事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。</p>

会 長	今回、旭に集中しているようだが。
係 長	農地中間管理機構により集中したものと思われます。
会 長	他に、ございませんか。 無いようですので、今回の農用地利用集積計画案についてご承認いただける方の挙手をお願いします。
委 員	～全委員 挙手～
会 長	ありがとうございました。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。
会 長	続きまして、議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>農業委員会等に関する法律第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いします。</p> <p>農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについて、ご審議いただきます。</p> <p>総会資料3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料3ページ1段目、ゼンリン位置図は4ページ、図面番号①、現況写真は、1ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町今福の田です。場所は、久佐川生活改善センターから約200m北東の久佐川です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は163a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料3ページ2段目、ゼンリン位置図は5ページ、図面番号②、現況写真は、1ページの中段をご覧ください。申請地は、大辻町の畑です。場所は、浜田合同庁舎から約200m南西の2町内です。この申請は、譲渡人から譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は42a余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p>

	<p>す。</p> <p>3号について説明します。申請地は、資料3 ページ3 段目、ゼンリン位置図は6 ページ、図面番号③、現況写真は、1 ページの下段と2 ページの上段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保三隅浄化センターから約 700m 南西の中組です。この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は 25 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>4号について説明します。申請地は、資料3 ページ4 段目、ゼンリン位置図は7 ページ、図面番号④、現況写真は、2 ページの中段をご覧ください。申請地は、旭町都川の田です。場所は、都川郵便局から約 1, 100m 北東の都川2 です。この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は 95 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>5号について説明します。申請地は、資料3 ページ5 段目、ゼンリン位置図は8 ページ、図面番号⑤、現況写真は、2 ページの下段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は、三保三隅浄化センターから約 290m 北東の上古市です。この申請は、譲渡人から譲受人が贈与で、申請地を取得するものです。このたびの申請地と併せて、譲受人の耕作面積は 29 a 余りとなり、下限面積基準を満たしております。</p> <p>取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3 条第2 項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>農地法第3 条申請については、以上5 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第3 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1号について、13 番 岡本委員、お願いします。</p>
13 番 岡本委員	<p>小谷推進委員と事務局と現場を確認しました。ただ今の説明のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2号について、6 番 松山委員、お願いします。</p>
6 番 松山委員	<p>事務局と推進委員と現場確認に行きました。何の問題もないように思います。よろしくお願いします。</p>

会 長	3号及び5号について、11番 渡辺委員、お願いします。
11番 渡辺委員	15日に岡田推進委員と事務局とで現地を確認しました。先ほど説明がありましたとおりで、問題ないと思います。よろしくお願いします。
会 長	4号について、14番 青葉委員、お願いします。
14番 青葉委員	16日に岡本推進委員と事務局とで現地を視察しました。問題ないと思います。よろしくお願いします。
会 長	<p>以上で、第3条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p> <p>では、採決に入ります。</p> <p>第3条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。</p> <p>農地法第4条申請は、農地の所有者など、権利を有する者自らが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。</p> <p>1号について説明します。申請地は、資料9ページ1段目、ゼンリン地図10ページ、図面番号⑥、現況写真は、3ページ上段をご覧ください。申請地は、河内町の畑です。場所は、浜田自動車教習所から約150m北の河内町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区外で、農地区分は、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的</p>

	<p>は、貸駐車場の計画があり、周囲には農地もなく影響はないものと思われま</p> <p>す。</p> <p>2号について説明します。申請地は、資料9 ページ2 段目、ゼンリン地図 11 ページ、図面番号⑦、現況写真は、3 ページ中段をご覧ください。申請地は、三階町の畑です。場所は石見公民館細谷分館から約 250m 西の3 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は、第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、駐車場の整備ということですが、農地法に関する知識がなくすでに整備されたものであり、資料 12 ページには始末書を添付しております。</p> <p>農地法第 4 条申請については、2 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から第 4 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号及び 2 号について、一括して、6 番 松山委員お願いします。</p>
6 番 松山委員	<p>推進委員と事務局で現場確認に行きましたが、1 号については以前より何も耕作されていません。問題はないと思います。2 号については、住宅の工事をするのに駐車場がなく、農地を削って駐車場にしたものです。始末書も添付されていますので、よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、第 4 条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。</p> <p>第 4 条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
会 長	<p>ありがとうございました。以上で農地法第 4 条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p>
会 長	<p>続きまして、議第 4 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。</p>

局長

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。
農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料13ページ1段目、ゼンリン地図は14ページ、図面番号⑧、現況写真は、3ページ下段をご覧ください。申請地は、内田町の田です。場所は美川小学校から約700m北東の中内田町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、個人住宅の建築の計画があり、すでに周囲に住宅が建築されている状況であります。

2号について説明します。申請地は、資料13ページ2段目、ゼンリン地図は15ページ、図面番号⑨、現況写真は、4ページ上段をご覧ください。申請地は、金城町七条の田です。場所は雲城小学校から約1,700m北西の元小笹です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、太陽光発電施設であります。国道186号沿いにあり、耕作条件も悪くないように思われたため、改めて譲渡人へ確認いたしましたところ、毎年1回は草刈りをしているようですが、すでに30年から40年くらい耕作をされておらず、用水も近くのため池から取っていたようですが、現在はそのため池からの水もあてられなくなっている状況とのことでした。また、地元自治会長へも太陽光発電施設の計画をしているという話をされているようです。

3号について説明します。申請地は、資料13ページ3段目、ゼンリン地図は16ページ、図面番号⑩、現況写真は、4ページ中段をご覧ください。申請地は、三隅町古市場の田です。場所は三保三隅浄化センターから約300m北東の上古市です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、親子間による使用賃借により、個人住宅の建築と進入路の整備の計画があり、写真手前側が進入路で奥側が住宅となる予定です。資料17ページには、顛末書が添付されておりますが、写真の奥側は、平成29年に自宅をリフォームした際に工事車両の駐車場や進入路として使用しており、すでに農地としてではなく、現在も駐車場として利用しているようです。

事業計画変更1号及び4号について説明します。申請地は、資料13ページ4段目と5段目、ゼンリン地図は18ページ、図面番号⑪、現況写真は、4ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町三隅の田です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしで、農地区分は第2種農地に該当します。当該申請の変更事業内容は、転用事業者の変更で、令和元年8月26日付けで駐車場の拡張で許可を受けた〇〇から□□が事業承継者として引き継ぐもので、これにあわせて、すでに土地所有者は〇〇となっているため、5条申請もされたものとなります。

5号について説明します。申請地は、資料13ページ6段目、ゼン

	<p>リン地図は 19 ページ、図面番号⑫、現況写真は、5 ページ上段をご覧ください。申請地は、日脚町の畑です。場所は日脚共同墓地から約 100m 東の 1 町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第 2 種中高層住居専用地域で、農地区分は第 2 種農地に該当します。当該申請の転用目的は、宅地造成の計画があり、すでに周囲には住宅が建築されている状況であり、周囲への影響は少ないように考えられます。</p> <p>農地法第 5 条申請については、事業変更を含め以上 6 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、第 5 条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、18 番 佐々木委員、お願いします。</p>
18 番 佐々木委員	<p>永見推進委員さんと事務局とで現地を見に行きました。周囲は農地もなく道路に隣接する場所です。写真にある家は、申請者の実家です。特に問題はないということを確認しましたので、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、12 番 渡邊委員、お願いします。</p>
12 番 渡邊委員	<p>16 日に推進委員と現地確認をしました。事務局の説明したとおりですのでよろしくお願いします。</p>
会 長	<p>3 号について、11 番 渡辺委員、お願いします。</p>
11 番 渡辺委員	<p>先日、岡田推進委員と事務局と一緒に現地を確認しました。すでに一部駐車場として利用されていたので顛末書も提出していただいています。この内容のとおりです。よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>事業計画変更 1 号及び 4 号について、19 番 玉田委員、お願いします。</p>
19 番 玉田委員	<p>7 月 15 日に齋藤推進委員と事務局とで現地に行かせていただきました。説明があったとおりですので、よろしくお願いします。</p>

会 長	5号について、私から補足説明します。
会 長	先般、前田推進委員と一緒に事務局と現地に行きました。写真のとおり以前は畑として利用されていましたが、譲渡人が身体の原因により耕作できない関係だと思われませんが、申請されたと考えます。排水等も整備されていることから、問題はないと思います。よろしくをお願いします。
会 長	以上で、第5条申請について全て説明が終わりました。皆様方から何かございましたらお願いします。 ございませんか。
会 長	無いようですので、採決に入りたいと思います。 第5条申請についてご承認いただける農業委員の方の挙手をお願いします。
委 員	～挙手 多数～
会 長	ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。
会 長	続きまして、議第5号、転用統制外証明願について、事務局の説明をお願いします。
係 長	それでは、転用統制外証明願、いわゆる非農地証明願についてご説明いたします。非農地証明は、登記簿上の地目は田や畑などの農地であっても、農地法が施行された昭和26年以前から農地以外の用途で利用されてきたもの、自然災害により被災、埋まってしまったもの、自然荒廃や耕作放棄により概ね20年以上放置し再び農地として利用される可能性の無いものなどに対して農業委員会が認めて交付されるものです。地目変更登記申請などに必要な証明です。 1号は、資料は20ページ1段目、ゼンリン地図は21ページ、図面番号⑬、現況写真は、5ページ中段をご覧ください。申請地は、金城町下来原の田です。場所は、金城総合体育館から約400m東の吉留です。当該申請地は、昭和55年より耕作はされていないという案件で、2筆の内、1筆は沼地になっていました。 2号は、資料は20ページ2段目、ゼンリン地図は22ページと23

	<p>ページ、図面番号⑭、現況写真は、5 ページ下段から 7 ページ下段をご覧ください。申請地は、三隅町の田畑です。場所は、浜田市三隅支所周辺の各箇所です。当該申請地は、明らかに原野・山林化している箇所がほとんどとなりますが、写真の 5 ページ下段、6 ページの中段の箇所については、昭和 58 年災害の影響により、住宅敷地内の裏側が農地として一部残っているようなところもあり、宅地の一部として管理をされているため、草刈りをされていることから、原野化しているとは言い切れない案件もあります。申請者から聞き取りを行いましたところ、本来なら 3 条申請により権利を取得すればよいところですが、申請者は現在、〇〇県に在住され、会社員をしていることから、3 条申請では耕作できないと判断するため、純粋に相続をされたいがために、やむを得ず、非農地証明に至ったということを確認しました。いずれにしましても、全部で 17 筆、約 40a ありますが、1 筆ごとの面積は比較的に小さいため、非農地判断した後に、後々、悪影響を及ぼすようなことはないように思われる案件です。</p> <p>転用統制外証明願は、以上 2 件です。</p>
会 長	<p>ただ今、事務局から転用統制外証明願についての説明がありましたが、担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。</p> <p>1 号について、12 番 渡邊委員、お願いします。</p>
12 番 渡邊委員	<p>先般、事務局と推進委員とで現地確認に行きましたが、写真にあるとおり大変な原野になっていますので、問題はないと思います。</p> <p>よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>2 号について、19 番 玉田委員お願いします。</p>
19 番 玉田委員	<p>7 月 15 日に事務局と齋藤推進委員とで現地の確認に参りました。</p> <p>筆は結構あるようですが、よろしくお願いします。</p>
会 長	<p>以上で、転用統制外証明願についての説明が全て終わりました。</p> <p>皆様方から何かございましたらお願いします。</p> <p>ございませんか。</p>
会 長	<p>では採決に入ります。転用統制外証明願につきまして、ご承認される方は挙手をお願いします。</p>

委員	～挙手 多数～
会長	<p>ありがとうございました。以上で転用統制外証明願については承認されましたので、そのように処理をいたします。</p> <p>続きまして、協議、報告事項について、事務局の説明をお願いします。</p>
係長	<p>それでは農地利用目的変更届について報告いたします。</p> <p>1号について、説明します。資料 24 ページ、ゼンリン地図は 25 ページ、図面番号⑮、現況写真は、8 ページ上段をご覧ください。届出地は、旭町都川の田です。場所は、都川公民館から約 3km 北西の都川 5 です。この届出は、田を畑に変更するもので、土木業者が残土を埋めて、あとから肥土を戻す予定となっています。</p> <p>続いて、認定電気通信事業者等が行う農地転用届について報告いたします。</p> <p>1号は、資料 26 ページ 1 段目、ゼンリン地図は 27 ページ、図面番号⑯、現況写真は、8 ページ中段をご覧ください。届出地は、三隅町向野田の田です。場所は、三隅公民館から約 750m 北西の田原です。この届出は、現地確認を行った際に、すでに基礎や支柱が建っており、申請者に確認を行ったところ、下請け業者との連携がうまく図れていなかったということが原因で、現在は、工事を一時中断していただいています。なお、顛末書については、まだ届いていないため添付できませんでしたので、ご容赦いただきたいと思います。</p> <p>2号は、資料 26 ページ 2 段目、ゼンリン地図は 28 ページ、図面番号⑰、現況写真は、8 ページ下段をご覧ください。届出地は、治和町の田です。場所は、周布駅から約 350m 東の 5 町内です。この届出は、令和 2 年 8 月 11 日頃から 11 月末を工事期間として、携帯電話の基地局を設置する計画です。</p> <p>以上、報告します。</p>
会長	<p>以上で報告が終わりました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>そのほかについて、皆様方から何かありましたらお願いします。ほかにありませんか。</p> <p>以上を持ちまして、第 30 回総会を終了します。</p>

終了 午前 10 時 20 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員